**参　加　表　明　書**

業務名：道内向けオンラインイベント「そらち・デ・ビューフェア2023」委託業務

コンソーシアムの名称（参加表明する者がコンソーシアムの場合に限る）

法人・団体又はコンソーシアム代表者

（所 在 地）〒

（法 人 名）

 （職・氏名） 印

 連絡担当者

（職・氏名）

 （電話番号）

 （Ｆ Ａ Ｘ）

 （e-mail）

この業務のプロポーザルに参加したいので、関係資料を提出します。

ア）提案者の概要

【法人・団体又はコンソーシアム代表者】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 法人名・代表者名 | 所在地 | 資本金（千円） | 従業員数（人） | 業種・営業種目 |
| １ |  |  |  |  |  |

【コンソーシアム構成員】

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| No | 法人名・代表者名 | 所在地 | 資本金（千円） | 従業員数（人） | 業種・営業種目 |
| ２ |  |  |  |  |  |
| ３ |  |  |  |  |  |
| ４ |  |  |  |  |  |

イ）法人・団体及び個人又はコンソーシアム構成員の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名・代表者名等 | 法 人 名：代表者名：【連絡責任者】　　職・氏名：　　　所 在 地：〒　　電話番号：　　Ｆ Ａ Ｘ：　　e-mail： |
| 設立年月 |  年　　　月 | 業績［決算期　　月］ （単位：百万円） |
| 資本金 |  千円 |  | 売上高 | 営業利益 | 経常利益 | 当期利益 |
| 従業員数 |  人 | 前　期 |  |  |  |  |
| 業種・営業種目 |  | 前々期 |  |  |  |  |
| 業務担当者 | 職・氏名資格・過去の実績等 |  |
| 職・氏名資格・過去の実績等 |  |
| 職・氏名資格・過去の実績等 |  |
| 官公庁等との過去３年間における契約実績 | 年度 | 業務名（契約相手先） | 契約額（万円） | 業務内容 |
|   |  |  |  |
| 備　考 |  |

（留意事項）

１　提出に当たっては、代表者印（コンソーシアムの場合は代表法人の代表者印）を忘れず押印してください。

　　なお、支店長など代表権のない方の代表者印で提出する場合は、この参加表明に関する委任状を添付する必要がありますのでご注意ください。

２　連絡担当者の欄の職・氏名、電話番号、ＦＡＸ番号、メールアドレスは必ず記載願います。

３　各項目は提出時現在の内容で記載してください。

　４　業種・営業種目は本業務に関係する主なものを記載してください。

５　記載欄は、適宜増減していただいて構いません。

６　イ）については、コンソーシアムによる参加の場合、構成員ごとに作成してください。

７　イ）の「官公庁等との過去３年間における契約実績」欄は、既に履行したものを記載願います。

なお、本実績は契約保証金の必要性判断の参考となりますので、特に本業務と類似規模の契約実績についてはもれなく記載願います。

また、官公庁からの受託実績がない場合は、官公庁以外の団体等からの受託実績を任意様式に記載の上、提出してください。

全く実績がない場合は、本事業における業務実施責任者の実績、経歴、資格等を任意様式により記載の上、提出してください。

【添付資料】

１　参加を表明する者が法人の場合は、商業登記事項証明書又は法人の登記事項証明書、個人の場合は、市

　町村の発行する身分証明書又は住民票

２　参加を表明する者がコンソーシアムの場合は、前記１の書類及びコンソーシアム協定書の写し

３　道税事務所又は総合振興局・振興局が発行する道税について滞納のないことを証明する納税証明書（発

　行後３か月以内のもの、写し可）

４　道に納税義務のない者は、本店が所在する都府県が発行する法人事業税に関する納税証明書（発行後３

　か月以内のもの、写し可)

５　税務署が発行する消費税及び地方消費税について滞納がないことを証する納税証明書（発行後３か月以

　内のもの、写し可）

６　暴力団関係事業者等でないこと及び今後、これらの者にならない旨の誓約書

７　次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書面（届出義務がない場合については、

　社会保険等適用除外申出書（別記第１号様式））。

（１）健康保険法（大正11年法律第第70号）第48条の規定による届出

（２）厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出

（３）雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出